

# 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

中国地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則という。」）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに都市再生及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を定める。

## 第1 都市・地域再生等利用区域

太田川水系元安川で別図に示す区域

## 第2 都市・地域再生等占用方針

### 1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

#### (1) 水辺のコンサート（区域①）

- ・ イベント施設及びイベント施設と一体をなす売店、照明・音響施設等  
（準則第二十二第3項第二号及び第六号に該当）

#### (2) 水辺のオープンカフェ（区域②）

- ・ 広場及び広場と一体をなすオープンカフェ等  
（準則第二十二第3項第一号及び第六号に該当）

#### (3) かき船（区域③）

- ・ 船上食事施設 （準則第二十二第3項第八号に該当）

### 2. 許可方針

#### (1) 占用の許可の受けることができる施設の共通の許可方針

- ・ 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- ・ 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び観光客等から占用の許可に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。

#### (2) 占用の許可の受けることができる施設ごとの許可方針

##### ア 水辺のコンサート

- ・ 運営者による収益事業が行われた場合、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数の収支報告をすること。
- ・ 占用の許可の受けることができる施設の周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。
- ・ コンサート開催予定日に洪水又は高潮が予想される場合は、開催を中止又は延期し、河川管理者に連絡すること。

##### イ かき船

- ・ 既存のかき船以上の隻数の許可は認められない。
- ・ この許可は、治水上の支障を排除するまでは河川敷地内での永続的な占用を認めるものではなく、施設の老朽化による更新、損壊等による修改築で耐用年数を延伸させる行為は、認められない。ただし、小修繕等で河川管理者の許可を受けたも

のについては、この限りではない。

- ・都市・地域再生等占用主体は、汚水処理水の水質検査を年2回行い、その結果を河川管理者に報告をすること。

### 第3 都市・地域再生等占用主体

#### 1. 都市・再生等占用主体

(1) 水辺のコンサート及び水辺のオープンカフェ（区域①、②）

- ・準則第二十二第4項第一号に掲げるもの

(2) かき船（区域③）

- ・準則第二十二第4項第二号に掲げるもの

#### 河川敷地占用許可準則《抜粋》

##### 第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

##### 第二十二

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六号に掲げる占用主体（※国又は地方公共団体。水防団体、公益法人その他これらに準ずる者等）

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

都市・地域再生等利用区域図

